

企業間等の連携による

「ものづくり」を応援します

市では、地域における産業の育成及び発展に資するため、企業間等の連携による新製品及び新技術の共同開発に取り組む中小企業者に対して補助金を交付する「ものづくり支援事業」を実施しています。

令和6年度の補助対象事業を二次募集しますので、お知らせします。

令和6年度佐久市ものづくり支援事業補助金対象事業二次募集について

補 助 対 象 者	共同開発を行う中小企業者で、共同開発の主体となり、市内に事業所があるもの
補 助 対 象 事 業	市内に事業所を有する中小企業者の割合が半数以上を占める共同開発事業。ただし、医療業、老人福祉又は介護事業を営む事業所との共同開発の場合は、市内事業者の割合が半数未満でも対象となります。
補 助 対 象 経 費	共同開発に係る経費のうち次に掲げるものとします。 謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費、その他 ※補助対象経費に占める委託費の割合は、50%未満とします。 ※補助対象経費に占める人件費の割合は、30%以内とします。 ※本補助金の共同申請者へ支払う経費は、補助対象経費に含めることができません。
補 助 率 等	補助対象経費の10分の5以内（限度額500万円）。ただし、医療業、老人福祉または介護事業を営む事業所との共同開発の場合は、限度額を100万円増額します。
事 前 相 談	交付申請書を正式に提出する前に、必ず事前相談を行ってください。 事前相談は、交付申請書類一式を令和6年8月30日（金）までに提出していただきます。事前相談がない場合は、交付申請の受け付けを行いませんのでご注意ください。
交 付 申 請	事前相談終了後、所定の申請書（様式第1号）に対象事業概要書（様式2号）及び対象事業計画書（様式第3号）を添付して、令和6年9月6日（金）までに提出してください。
審 査 会	申請していただいた事業は、「佐久市ものづくり支援事業審査会」で審査を行い、補助金交付の可否を決定します。
そ の 他	（1）申請様式は、市ホームページ（「まちづくり・産業」→「商工業」→「各種補助金等」→「ものづくり支援事業」）よりダウンロードできます。 （2）本補助金は、令和6年度予算の範囲内で交付します。 （3）予算を超えてしまう場合には、予算を案分して補助金を交付します。